

鹿屋市病児保育事業実施要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市病児保育事業実施要綱（平成28年鹿屋市告示第70号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を次のように改める。

- 2 令和6年度に受託者に対して支弁する事業費の額を算定する場合において、年間延べ利用児童数が平成30年度及び平成31年度の年間延べ利用児童数を平均した年間延べ利用児童数（以下「平均年間延べ利用児童数」という。）より少ないときは、第2条第3項の規定にかかわらず、加算の基準となる年間延べ利用児童数は平均年間延べ利用児童数とする。

附則第3項を削る。

附 則

この要綱は、令和7年3月1日から施行する。